

[事案 2021-12] 新契約無効請求

・令和4年1月25日 裁定不調

<事案の概要>

他の保険とセットでなければ契約できないと説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年9月および平成27年2月に契約した3件の終身医療保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1)本契約は、募集人の誤説明により契約取消となった低解約返戻金型終身保険(申立外契約)とセットで契約したもので、申立外契約の保険料払込終了後の解約返戻金増額分で保険料を補うことができると説明されたが、申立外契約が取消しとなったため、本契約の保険料が捻出できなくなった。
- (2)申立外契約と本契約は、セットでなければ加入できないと募集人から説明を受けた。
- (3)セット販売が恒常的に行われていたことを、保険会社の上席者が認めている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立外契約については、募集人の誤説明が判明したため契約を取り消したが、本契約と申立外契約は別個のものであるから、瑕疵は連動しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立外契約と本契約はセットでなければ加入できないと募集人から説明を受けたとは認められず、本契約の無効は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1)本契約と申立外契約の保険料合計は高額であり、申立人が保険料の継続した支払いについて不安を抱いていたことは、申立外契約について払済保険の説明を受けていたことから明らかである。このような場合、通常よりもより慎重に申立人のニーズを聞き、商品が申立人に適切であるか否かを検討させる必要があるが、募集人は申立人の支払能力には不安がないと軽信し、意向把握義務を尽くしたとは言えない可能性が高い。
- (2)本契約の被保険者はすでに他社の医療保険に加入しているが、一般に保険契約の乗換えは契約者にとってデメリットがある場合も考えられ、募集人はできるだけ既存契約の内容を把握し、両契約のメリットのみならずデメリットも説明し、注意を促すことが相当であるが、そのどちらも十分行っていない可能性が認められる。
- (3)契約から数年後、申立人は募集人に本契約の減額および解約について相談しているが、募集人は「今解約すると損になる」と説明し、申立人を翻意させている。そのこと自体は不合理であるとは言えないが、その際も募集人は、申立人の減額や解約を希望する事情を具

体的に把握したとは認められず、意向把握が不十分であった可能性がある。